

○名寄市立大学履修規程

平成 20 年 1 月 16 日

改正 平成 24 年 7 月 5 日

平成 26 年 9 月 3 日

平成 30 年 6 月 6 日

平成 31 年 2 月 6 日

令和 1 年 12 月 4 日

令和 6 年 8 月 8 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、名寄市立大学保健福祉学部（以下「本学」という。）における履修について必要な事項を定めることを目的とする。

(履修登録)

第 2 条 学生は、毎学年のはじめに履修する科目を選定し、所定の期日までに履修科目の登録を行うものとする。ただし、後期はじめには履修登録科目の修正を認める。

2 所定の履修登録期日以降は、原則として履修登録内容の変更を認めない。ただし、下記の各号の一に該当する場合は、履修登録を取り消すことができる。

(1) 病気や怪我などで長期欠席となるために、医師の診断書を添付して履修登録取消申請をした場合

(2) 履修登録確定後、3 週間以内に、履修登録取消申請をした場合。

(3) その他特に定める履修登録取消期間に、履修登録取消申請をした場合。

(履修登録単位数の上限)

第 3 条 各年次において、履修登録できる単位数は原則として 50 単位を上限とする。

2 前項の単位数には、教員免許取得に係る科目の単位数は含まない。

(履修登録の配当年次制限)

第 4 条 上級年次に配当されている授業科目を、下級年次の学生が履修することはできない。

(重複登録の禁止)

第 5 条 同一時間帯に、2 科目以上の授業科目を登録することはできない。

(授業科目の受講定員)

第 6 条 指定した授業科目に限り、受講定員を設けることができる。

2 前項における指定した授業科目では、所定の日時までに予備登録をしなければならない。

3 履修者の決定は、適切な方法によって担当教員が行うものとする。

(出欠席)

第 7 条 本学学科が特に出席の要求時数を定めた場合を除き、必要な時数として定められた時数の 3 分の 2 以上出席しなければ、当該科目に係る評価を受けることができない。

2 本学の教育課程上の実習に係る授業科目について、必要な時数として定められた時数に満たない場合は、前項の規定にかかわらず、当該科目に係る評価を受けることができない。

3 前各項に規定する欠席で、欠席の理由が次の各号に定める事由の一に該当する場合は、やむを得ない欠席として取り扱うものとし補講等の措置を講ずることができる。

- (1) 忌引き（3親等までに限る）
- (2) 学校感染症の罹患
- (3) 本学が認めた災害、事故および交通障害
- (4) 本学教育課程における実習又は法令等で義務付けられた実習に準ずる活動
- (5) 就職試験又は進学試験（進学試験は卒業後の進路にかかるものに限る）
- (6) 就職先又は進学先で参加を義務付けられた式典又は研修等
- (7) その他やむを得ない事情

4 前項の止むを得ない欠席については、学生の願出によるものとする。

5 本条第3項第7号に定めるやむを得ない事情においては、欠席願（様式第1号）を提出した学生の属する学科の長および教務委員の意見ならびに過去の同様の事情の有無を踏まえ、教務部長がこれを判断する。

6 出欠席に関し必要な事項は、別に定める。

（成績判定の方法）

第8条 学習成績の判定の方法は、試験、レポート、調査、作品、実技、出席状況、口頭試問等（以下「試験等」という。）、担当教員の定めるところによって行う。

2 所定の履修登録期日が経過し、履修登録が確定した後には放棄した科目については、評価をしないものとする。

（単位の認定）

第9条 授業科目を履修登録し、当該科目に合格した学生に対し、単位を認定する。

2 成績の評価は100点を満点とし、合格、不合格の区別は次の表による。

評価		総合評点
合格	秀	90点以上
	優	80点以上 90点未満
	良	70点以上 80点未満
	可	60点以上 70点未満
不合格	不可	60点未満

（追試験）

第10条 学生が次の各号に定める事由により定期試験を欠席する場合または出席できなかった場合には、その事由に該当することを証明する書類を添付した追試験願を提出することにより、追試験を受けることができる。

- (1) 忌引き（3親等までに限る）
- (2) 病気
- (3) 本学が認めた災害、事故および交通障害
- (4) 本学教育課程における実習又は法令等で義務付けられた実習に準ずる活動
- (5) 就職試験又は進学試験（進学試験は卒業後の進路にかかるものに限る）
- (6) 就職先又は進学先で参加を義務付けられた式典又は研修等
- (7) その他やむを得ない事情

2 前項で定める追試験願は、原則として前項第1号から第3号に定める事由による場合には試験のあった日から1週間以内に、前項第4号から第7号に定める事由による場合には試験のある日の1週間前までに事務局教務課に提出しなければならない。

- 3 本条第1項第7号に定めるやむを得ない事情においては、追試験願を提出した学生の属する学科の長および教務委員の意見ならびに過去の同様の事情の有無を踏まえ、教務部長がこれを判断する。

(再試験)

第11条 不合格となった場合は、担当教員の判断により再試験を行うことができる。

- 2 前項に規定する再試験を受けることができる者は、当該科目の授業態度が良好であり、再試験による合格が見込まれるものと判断される者とする。ただし、試験等において不正行為があった者は、当該科目以外の科目を含めて再試験を受けることができない。

- 3 再試験において、合格した者の評価点は70点未満とする。

(進級判定)

第12条 進級判定は、2年次から3年次に進級する際に行う。

- 2 各学科の進級要件は別に定める。

(編入学、転入学、再入学)

第13条 編入学、転入学、再入学の場合は、第3条を適用しない。

(その他)

第14条 試験に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年7月5日より施行し、平成24年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成24年4月1日の前日において本学の学生であった者については、改正後の第9条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成26年9月22日より施行する。

附 則(平成30年6月6日)

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成31年2月6日)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和1年12月4日)

この規程は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和6年8月8日)

この規程は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。